

指定感染症について

1 感染症法の規定

(定義)

第六条 (略)

2～6 (略)

7 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症及び三類感染症を除く。）であって、第三章から第六章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

8～22 (略)

(指定感染症に対するこの法律の準用)

第七条 指定感染症については、一年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより次条、第三章から第六章まで、第八章、第九章及び第十章までの規定の全部又は一部を準用する。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で定められた疾病について同項の政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。

3 厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

2 インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令について

○ インフルエンザ(H5N1)を感染症法第6条第7項の指定感染症として指定するとともに、インフルエンザ(H5N1)について準用する感染症法の規定(別添)及び都道府県等が処理する事務に係る事務の区分について定めるもの。

○ 施行の日(平成18年6月12日)から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。



政令が失効する日を、「施行日から起算して2年を経過した日」に改正

(別添) 準用する感染症法の規定一覧

第1章 総則	準用の有無
第8条第1項 (疑似症患者に対する適用)	○
第8条第2項 (無症状病原体保有者に対する適用)	×

第3章 感染症に関する情報の収集及び公表	準用の有無
第12条 (医師の届出)	○ ^{※1}
第13条 (獣医師の届出)	○
第14条 (感染症の発生の状況及び動向の把握)	×
第15条 (感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)	×
第15条の2 (検疫所長との連携)	×
第16条 (情報の公表)	○
第16条の2 (協力の要請)	○

※1 慢性の感染症の届出に関する規定を除く。

第4章 健康診断、就業制限及び入院	準用の有無
第17条 (健康診断)	○
第18条 (就業制限)	○
第19条、第20条 (入院)	○
第21条 (移送)	○
第22条 (退院)	○
第22条の2 (最小限度の措置)	○
第23条 (書面による通知)	○
第24条 (感染症の診査に関する協議会)	○
第24条の2 (都道府県知事に対する苦情の申出)	○
第25条 (審査請求の特例)	○
第26条 (準用)	×
第26条の2 (結核患者に係る入院に関する特例)	×

第5章 消毒その他の措置	準用の有無
第27条 (感染症の病原体に汚染された場所の消毒)	×
第28条 (ねずみ族、昆虫等の駆除)	×
第29条 (物件に係る措置)	×
第30条 (死体の移動制限)	○
第31条 (生活の用に供される水の使用制限等)	×
第32条 (建物に係る措置)	×
第33条 (交通の制限又は遮断)	×
第34条 (必要な最小限度の措置)	○
第35条 (質問及び調査)	○ ^{※2}
第36条 (書面による通知)	○ ^{※2}

※2 第27条、第28条、第29条、第31条、第32条、第33条の措置に関する規定を除く。

第6章 医療	準用の有無
第37条（入院患者の医療）	○
第37条の2（結核患者の医療）	×
第38条（感染症指定医療機関）	○ ^{※3}
第39条（他の法律による医療に関する給付との調整）	○ ^{※3}
第40条（診療報酬の請求、審査及び支払）	○
第41条（診療報酬の基準）	○
第42条（緊急時等の医療に係る特例）	○
第43条（報告の請求及び検査）	○
第44条（厚生労働省令への委任）	○

※3 結核患者の医療のみに関する規定を除く。

第8章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置	準用の有無
第54条（輸入禁止）	×
第55条（輸入検疫）	×
第56条（検査に基づく措置）	×
第56条の2（輸入届出）	×

第9章 費用負担	準用の有無
第57条（市町村の支弁すべき費用）	×
第58条（都道府県の支弁すべき費用）	○ ^{※4}
第58条の2（事業者の支弁すべき費用）	×
第58条の3（学校又は施設の設置者の支弁すべき費用）	×
第59条（都道府県の負担）	×
第60条（都道府県の補助）	×
第61条（国の負担）	○ ^{※4}
第62条（国の補助）	×
第63条（費用の徴収）	×

※4 第27条、第28条、第29条、第32条及び第33条の措置、結核のみに関する措置並びに第55条の措置に係る都道府県の支弁及び国の負担に関する規定を除く。

第10章 雑則	準用の有無
第63条の2（厚生労働大臣の指示）	○
第64条（保健所を設置する市又は特別区）	○ ^{※5}
第64条の2（大都市等の特例）	×
第65条（再審査請求）	○
第65条の2（事務の区分）	×
第65条の3（権限の委任）	○
第66条（経過措置）	○

※5 第31条及び第57条に関する規定を除く。

（で準用の有無の欄が○のものは、四類感染症と指定感染症に適用される規定）